

## 可児市農業委員会第5回農業委員会総会議事録

開催日時	平成28年5月9日（月）午後1時30分から3時00分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、 生田 信昭、 吉田 正則、 奥村 信隆、 可児 隆彦、 續木 明彦、 山田 照男、 菱川 幸夫、 杉本 隆久、 井藤 平榮、 堀井 省治、 大澤 正幸、 渡邊 千春、 可児すみ子、 勝野 英俊、 可児 勉、 仙石 廣男
欠席委員	小池一二三、 土田 幸嗣
事務局	事務局長 牛江 宏 課 長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 佐合 仁美
議案	第26号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第27号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第28号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第29号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について
議長	<p>平成28年第5回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の欠席委員は、13番小池一二三委員、18番土田幸嗣委員の2名で、只今の出席委員は17名と定足数に達しておりますので、これより平成28年第5回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、10番井藤平榮委員、11番堀井省治委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、議案第26号、地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。</p> <p>なお、受付番号3番は、16番勝野英俊委員が、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、先に受付番号3番を審議します。16番勝野英俊委員の退席をお願いします。</p> <p>（勝野英俊委員退席）</p>
議長	それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 26 号、受付番号 3、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。

受付番号 3 の案件は、譲渡人の岩倉市の方外 2 名と、譲受人の東帷子の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字中屋敷、地目は、畑で、面積は 59 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地です。

譲受人は、申請地に隣接して農地を所有しており、農業経営をおこなっているが、今回申請地を取得して一体利用し経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は 5,477 m<sup>2</sup>となります。

この案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、現地確認委員から、発言をお願いします。

堀井委員 受付番号 3 について 11 番堀井が報告します。

議長 売買による所有権移転ということで、特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、現地確認委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 日程第 2、受付番号 3 番の議案第 26 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 ここで、勝野英俊委員の着席をお願いします。

議長 (勝野英俊委員着席)

議長 続きまして、日程第 2、受付番号 1 及び 2 の議案第 26 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 26 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転 3 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大道、地目は、田で、面積は 800 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域内の農地です。

譲受人は、申請地の近隣にて農地を所有し、農業経営をおこなっているが、今回申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は 3,488 m<sup>2</sup>となります。

受付番号 2 の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字渡、地目は、畑で、面積は 327 m<sup>2</sup>、第 1 種住居地域内の農地です。

譲受人は、申請地の近隣にて農地を所有し、農業経営をおこなっているが、今回申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は 5,369 m<sup>2</sup>となります。

いずれの案件も、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

堀井委員 受付番号 1 について 11 番堀井が報告します。  
昨年までは耕作放棄になっておりましたが、現在は良い圃場になっており、特に問題ないと思います。

議長 2 番、土田お願いします。  
井藤委員 受付番号 2 について 10 番井藤が報告します。  
農耕地として耕作されているので、特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
日程第 2、受付番号 1 及び 2 の議案第 26 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第 3、議案第 27 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 27 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は 3 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、申請人の柿田の方が、個人住宅を建築するため転用許可を求めます。

土地の概要は、柿田字孫六、地目は、畑で、面積は 442 m<sup>2</sup>、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は申請人の宅地と田、西側は柿田自衛消防隊車庫敷地、南側は申請人の原野、北側は道路となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人は高齢であり、隣地に建つ現在の住宅がバリアフリーとなっていないので、新たに個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅施設が連たんしていることから第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

受付番号2の案件は、申請人の瀬田の方が、個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字欠ノ上、地目は、田で、面積は383㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は申請人の田、西側は宅地と申請人の宅地、南側は申請人の田、北側は道路沿いの水路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人の現在の住宅が老朽化しており、申請地の西側宅地と一体利用で個人住宅を建て替えるとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに車庫として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地であることから第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は北側水路に、上下水道は西側宅地の既設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

受付番号3の案件は、申請人の今渡の方が、倉庫及び車庫敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町外2筆、地目は、畑で、面積は合計453㎡、近隣商業地域内の農地で、申請地の東側は申請人の宅地、西側・南側・北側は道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としまして、隣接地の住宅の倉庫及び車庫敷地として利用するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに住宅敷地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、近隣商業地域であることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員の、発言をお願いします。1番柿田をお願いします。

渡邊委員 受付番号1について14番渡邊が報告します。

雨水排水につきましては前面道路側溝に、上下水道については埋設管に接続予定ですので、農業用水への影響はないと思われま。特に問題ないと思いま。

次に、受付番号2について報告します。

雨水排水は排水路へ、上下水道については埋設管に接続予定ですので、農業用水への影響はないと思われま。平成2年頃から車庫として利用していたということで、始末者が添付されています。現地確認前に事前確認したところ、その土地に建設中だったため、事務局、会長に相談し工事の中止を依頼してきました。

議長 ご苦労さまでした。3番今渡をお願いします。

菱川委員 受付番号3について8番菱川が報告します。

雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要ということで、特に問題ないと思いま。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議 長 日程第3、議案第27号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第4、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務 局 それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第28号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転7件、贈与による所有権移転3件、合計10件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の石井の方外1名と、譲受人の川辺町の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字道下外1筆、地目は畑、地積は、合計359㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は道路と畑、南側は水路と畑、北側は宅地と畑となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所（中恵土連絡所）まで250mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号2の案件は、譲渡人の瀬田の方と、譲受人の瑞浪市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字中道外1筆、地目は畑、地積は、合計207㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は雑種地、西側は宅地、南側と北側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、アカシクリニックまで240m及びたけうちこどもクリニックまで370mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は南側前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号3の案件は、譲渡人の名古屋市中区の破産した法人の清算人の方と、譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が離れを建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎、地目は畑、地積は、624㎡、農振区域内の農用地区

域外の農地で、申請地の東側は譲受人の父の宅地、西側は畑、南側は愛知用水公団、北側は畑となっており、許可後4ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は父が所有する隣接地の住宅敷地と一体利用し、離れを建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は南側の側溝、上下水道は東側の住宅の既設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号4の案件は、譲渡人の二野の方外1名と、譲受人の大森の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人のプラスチック製品製造業の資材置場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、二野字山根外1筆、地目は畑、地積は、合計221㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と北側は道路と畑、西側と南側は工場敷地と畑となっており、許可後1ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は隣接するプラスチック製造工場の資材置場として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所（平牧連絡所）まで300mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号5の案件は、譲渡人の小牧市の方と、譲受人の土田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字下切、地目は畑、地積は、318㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側と西側は宅地、南側は道路、北側は愛知用水公団となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、住宅の建築目的での転用許可済地であり、関連案件の(事変申請受付番号1)が同時提出されております。

受付番号6の案件は、譲渡人の東帷子の方と、譲受人の小牧市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字茱萸洞、地目は畑、地積は、554㎡、農振区域外の農地で、申請地の東側は畑と山林、西側は道路、南側は道路と山林、北側は学校用地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲渡人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、広陵中学校まで140m及び中島クリニックまで100mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内の既設U字溝及び前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号7の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉外1筆、地目は畑、地積は、合計330㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側は譲渡人の畑、南側は畑、北側は道路沿い愛知用水公団となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が2区画の宅地造成を行い分譲するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、この申請地を含めて4筆が平成27年10月共同住宅で4条申請がされ、同月28日可農林第94号-7で許可されたが、平成28年2月29日取消をされたものです。

受付番号8の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の今渡の方との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が資材置場、倉庫及び家庭菜園とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字下畑、地目は畑、地積は、267㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側及び南側は宅地、西側は工場、北側は譲受人の宅地となっており、許可後1ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は隣接する住宅敷地と一体利用し、自営する自動車修理工場の資材置場、倉庫及び家庭菜園として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号9の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の今渡の方外1名との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が自宅の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字後路田、登記地目は田、現況畑、地積は、45㎡、近隣商業地域内の農地で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側と南側は譲受人の母の畑、北側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人の自宅の駐車場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、近隣商業地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は接続不要。農

業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 10 の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の犬山市の方外 4 名との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字鳴子外 1 筆、登記地目は田、現況畑、地積は、合計 316.03 m<sup>2</sup>、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側・西側及び北側は道路、南側は宅地となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。1 番中恵土お願いします。

山田委員 受付番号 1 について 7 番山田が報告します。

道路沿いの北側の農地は、隣地の同意者が出ておりますが、このままだと囲まれてしまいますので、雨水排水は前面にある農業用排水まで埋設管で排水するように同意者と譲受人との間で成立するようアドバイスしました。以上で問題ないと思います。

次に、受付番号 2 について報告します。

雨水排水は南の前面に道路側溝があり、そこに落水するというので、問題ないと思います。

次に、受付番号 3 について報告します。

雨水排水は道路側溝へ落水するというので、農業用水への悪影響はないと思われます。

議長 ご苦労さまでした。4 番二野お願いします。

奥村委員 受付番号 4 について 1 番の奥村が報告します。

問題となるのは水ですが、譲受人の会社側に水が流れるだけで、北側の住宅地側には水は流れないということで、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。5 番土田お願いします。

井藤委員 受付番号 5 について 10 番の井藤が報告します。

上下水道は整備済みの埋設管に接続、雨水排水は前面道路側溝に排水。同時にこの土地は昭和 44 年頃に一度許可された場所ですが、事業変更ということで改めて申請が出ています。特に問題ないと思われます。

議長 ご苦労さまでした。6 番帷子お願いします。

勝野委員 受付番号 6 について 16 番の勝野が報告します。

現地を確認したところ、更地になっており畑ならいつでも使用できる状況です。隣地との問題もないと思います。一般基準判定につきましても問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。7 番下恵土お願いします。



可児勉委員 受付番号7番について17番の可児が報告します。  
事務局から説明がありましたように、昨年申請があり許可を取り下げし、今回新たに半分にして申請が出されました。前回のときと同じで特に問題ないと思います。

議長 菱川委員 ご苦労さまでした。8番今渡をお願いします。  
受付番号8番について8番の菱川が報告します。  
上下水道は接続不要、雨水排水は自然浸透ということで、特に問題ないと思います。  
次に受付番号9番について報告します。  
上下水道は接続不要、雨水排水は道路側溝に流すということで、特に問題ないと思います。  
次に受付番号10番について報告します。  
上水道は前面道路から、下水道は公共下水に接続、雨水排水は道路側溝ということで出ております。現在は畑ということで野菜ができておりますが、個人住宅を建てるということで申請が出ております。特に問題ないと思います。

議長 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。  
【意見なしの声多数あり】

議長 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
日程第4、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。  
【異議なしの声多数あり】

議長 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 長 日程第5、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は1件の申請です。  
受付番号1の案件は、当初事業者は、昭和44年に住宅建築目的で5条による転用許可を受けたが、小牧市で勤務することとなり、近くの賃貸アパートに住んでいるため、住宅の建設が中止となった。このため、事業承継者に譲渡し、譲受人が個人住宅を建築することについて承認を求めるものです。  
土地の概要は、土田字下切、地目は畑、地積は、318㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側と西側は宅地、南側は道路、北側は愛知用水公団となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。  
転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。  
農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。  
一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われまます。  
なお、農地性があり、関連案件の(5条申請受付番号5)が同時提出されております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員から順次、発言をお願いします。

井藤委員 受付番号1番について10番の井藤が報告します。  
現地は今まで家庭菜園でしたが、住宅を建築するという事で事業変更の届出が出されました。特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまです。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。  
【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。  
日程第5、議案第29号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。  
【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第30号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画に対する決定について」を議題とします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第30号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。  
今回の利用権の設定内容は、使用貸借24件、37,264㎡の集積となります。  
受付番号1番から24番までの全案件が、借人が同じで使用貸借権の設定ですのでまとめて説明します。  
貸人の久々利の方外23名と借人の岐阜市の農地中間管理機構である一般社団法人との間での使用貸借権の設定です。  
土地の概要は、久々利字岡本外35筆、地目は田、面積は合計37,264㎡、新規設定35筆、貸付先の変更の再設定1筆で、平成28年6月28日から平成38年6月27日までの10年間、利用集積を図るものです。  
以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。  
【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
日程第6、議案第30号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。  
【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議長 日程第7、議案第31号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。

事務局  
それでは、事務局の説明をお願いします。  
議案第 31 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見についての内容を説明させていただきます。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。  
農用地利用配分計画案の内容については、議案第 30 号において、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対して決定され、権利設定された土地について、大森に事務所がある農業生産法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。  
土地の概要は、久々利字岡本外 35 筆、地目は田、面積は合計 37,264 ㎡、新規設定 35 筆、貸付先の変更の再設定 1 筆で、平成 28 年 6 月 28 日から平成 38 年 6 月 27 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。  
以上で説明を終わらせていただきます。

議長  
ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長  
【意見なしの声多数あり】  
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
日程第 7、議案第 31 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」に対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

議長  
【異議なしの声多数あり】  
ご異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。

議長  
以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。  
これをもちまして、平成 28 年第 5 回 可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦勞さまでございました。